

第 28 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 24 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員（13人）

会長	13番	関尾 一史			
委員	1 番	片桐 幸示	2 番	渡部 延三	
	3 番	高橋 凌	4 番	竹田 安宏	
	5 番	菊地 匡	6 番	井上 善博	
	7 番	笹島 敏彦	8 番	渡邊 達郎	
	9 番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

報告第 1 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による届出書の受理について
報告第 2 号	農業者年金に関する申請について
報告第 3 号	農地法第 5 2 条の規定に基づく賃借料情報の提供について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	現況証明願について
議案第 3 号	農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について
その他	

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	奥山 雅喜
事務局事務係長	佐々木也一

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 28 回砂川市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定に定める定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長
議長

<開会挨拶>

はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 5 番の菊地匡委員と、6 番の井上善博委員です。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」事務局より説明願います。

事務局

では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。

農地の相続による権利移動を 1 件報告いたします。

1 番、届出者は、[REDACTED]。土地の所在は、南吉野町 347 番 6、地目は公簿が畑で現況が宅地、面積 227 m²、以下記載のとおり計 3 筆、面積 1,619 m²、令和 7 年 4 月 16 日、相続により所有権を取得したものです。本件は、[REDACTED]が亡くなれたことにより、息子さんの[REDACTED]が相続したものです。10 月 3 日に届出を受理して、同日、受理通知を交付、あっせんの希望は無し、既に専決処分としています。図面は 9 ページに、第 1 号図を添付しておりますのでご参照願います。以上、ご報告いたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第 2 号「農業者年金に関する申請について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第 2 号をご説明いたします。議案の 2 ページをご覧ください。案件は 1 件です。農業者年金死亡関係届が、令和 7 年 9 月 27 日に[REDACTED]

[REDACTED]が亡くなれたことに伴い、息子さんである、[REDACTED]より届出されました。

こちらは、既に専決処分としましたことをご報告いたします。以上です。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第 2 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、報告第 3 号「農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供について」事務局より説明願います。

事務局

では報告第 3 号をご説明いたします。議案の 3 ページと別紙 1 の「砂川市賃借料情報」をご覧ください。農地法第 52 条の規定に基づく賃借料情報の提供ということで、農地法第 52 条では、ざっくり言いますと「農業委員会は、地

域の農地の利用実態や取引状況などを調べて、整理・分析して、必要な方に提供しなさい。」という義務が定められております。

そこで別紙1には、昨年1月から12月までの1年間で締結された農地法第3条と利用集積計画による賃貸借の賃借料を記載しており、1番、田の部、砂川市全域の平均額は11,100円、2番、普通畑では平均額が2,800円、3番、たまねぎ畑の平均額は14,000円でした。最高額・最低額も記載のとおりとなっています。

また、裏面には過去の賃借料を載せています。この賃借料情報は、農地法第52条の規定に基づきまして、平成21年から毎年公表していますが、農業委員会だよりでの掲載や市のホームページでも公表いたします。以上、ご報告いたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、報告第3号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より提案願います。

事務局

では、議案第1号をご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。

出し手・譲渡人は、
受け手・譲受人は、
受け手の経営面積は、
田が147,388.97㎡、畑が7,130.76㎡、計154,519.73㎡、労働力は3名です。
対象となる土地の表示は、富平27番6、地目は公募・現況とも田、面積1,193㎡の1筆です。図面は10ページの第2号図に示しており、法律関係は贈与となっております。

申請理由について、出し手の
は、「高齢となり耕作を続けることが困難となったため贈与したい。」、受け手の
は、「譲渡人の依頼により贈与を受け安定した農業経営を続けたい。」とのことでございます。本案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件についてですが、別紙1の調査書に記載のとおり、全ての判定要件を満たしているため、本案件は許可できるものと考えます。

本案件に関する補足について、10ページの第2号図をご覧くださいのですが、当該農地の周辺の27番1、26番1については、すでに過去に売買が行われております。当該農地は、もともと西側の27番4の土地と一体であり建物が含まれていたため分筆が必要でしたが、今回分筆が完了したことから、申請に至ったものでございます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第1号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

なし。

それでは質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「現況証明願について」、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第2号をご説明いたします。議案の5ページをお開き願います。案件は2件です。

1番、願出者及び土地所有者は、
土地の表示は、南吉野町347番6、公募は畑、面積227㎡の1筆になります。
申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、10月17日に関係委

員に確認いただいております、図面は9ページ、第1号図に示しております。こちらの図面、少しわかりづらいですが、ピンクで囲っている部分の南側の三角の部分1筆になります。こちらは、報告第1号において相続の報告をした土地ですが、この土地の上には、50年以上も前から住宅が建っておりますので、証明できるものと考えます。

次に2番、願出者及び土地所有者は[REDACTED]、土地の表示は、西1条南22丁目128番5、公募は畑、面積451㎡の1筆になります。申請目的は、地目変更登記のためであり、調査の有無は、10月17日に関係委員に確認いただいております、図面は11ページ、第3号図に示しております

こちらの案件について図面をご覧いただきのですが、当該農地はもともと東側の129番の土地と一体であったものを、今回分筆をして農地と切り分けられた土地となります。こちらの土地の上には、20年以上前に建てられた倉庫しかありませんので、証明できるものと考えます。以上、ご審議願います。

只今、議案第2号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特にご質問、ご意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。異議なし。

それでは、異議なしと認め、証明することといたします。

続きまして、議案第3号「農地等利用最適化推進施策に関する意見書（案）について」事務局より提案願います。

では、議案第3号をご説明いたします。議案の6ページと別紙3の「意見書（案）」をご覧願います。

まず、こちらの意見書の位置づけについて改めてご説明いたします。本意見書は、「農業委員会等に関する法律」第38条に基づきまして、砂川市農業委員会が砂川市長に提出するものです。内容としては、農業委員会が「農地利用の最適化」を、さらに推し進めるために必要があるときは、その改善策について具体的な意見を関係行政機関に提出しなければならないと定められております。つまり、農業委員である皆さんの最も重要な任務である「最適化の推進」を達成するために提出するものとなっております。

そして、この意見書を受けた砂川市長は、予算や計画を考える際には、この意見書の内容を考慮しなければならないとされています。また、この意見書の提出は、農業委員会と市長が情報や意見を交換する貴重な場にもなっております。なお、この意見書（案）は、10月17日に検討委員会を開催し、検討委員の皆様にご協議いただいた上で、本日、議案として提出していることを補足させていただきます。

それでは、今年度の意見書（案）についてご説明いたします。表紙をめくって、裏面には前文1ページと、その後のページには本文を大きく6つの項目に整理しています。少し長くなりますが、読み上げて提案とさせていただきます。

<意見書読み上げ>

意見書の内容は以上です。

昨年度の意見書と比較して、大きく追記している部分は3点です。1点目は、4ページに記載のヒグマの部分、2点目は同じく4ページ、6番の農業委員会委員の任命の部分、3点目は、5ページに記載の高温対策の部分です。全体的にはやや大括りな表現が多いですが、市長との対話の中で、より具体的に課題や要望をお伝えしているところです。なお、本日、この内容で決定されましたら、10月31日に、農業委員会を代表して、関尾会長と片桐代理から飯澤市長

議長
全員
議長
全員
議長

事務局

へ提出する予定となっております。以上で説明を終わります。ご審議をお願いします。

議長
全員
議長
全員
議長

只今、議案第3号の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。
なし。

特に質問がないようですので、提案のとおり決定してよろしいですか。

異議なし。

それでは異議なしと認め、提案のとおり、意見書を市長に提出いたします。
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員
議長

なし。

それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

事務局

1. 議会関連等報告（事務局長）

・なし

2. 農政課報告（事務局次長）

・ヒグマ出没対策

3. 空知管内農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会（事務局）

北海道農業会議より次のとおり開催案内がありました。日程の確保をお願いします。

・日 時 10月30日（木） 13:30～

・場 所 深川市文化交流ホール「み・らい」（深川市）

・出席予定者 全委員、事務局職員

4. 農地利用最適化推進施策に関する意見書の提出（事務局）

・日 時 10月31日（金） 10:00～

・場 所 砂川市役所 市長室

・出席者 関尾会長、片桐代理、事務局同席

5. 第21回農業委員会主催ボウリング大会（事務局）

・日 時 11月21日（金） 18:00～（受付17:30～）

・場 所 オリエンタルボウル（懇親会会場 銀座園）

・参加費 ボウリング1,500円 懇親会4,500円

・申込書 別紙4のとおり配布します。

6. 令和7年度市町村農業委員会活動強化研修会（事務局）

・日 時 12月16日（火） 13:30～

・場 所 第二水産ビル 8階 ABC会議室（札幌市中央区）

・出席予定者 調整中

7. 砂川市農地銀行「第1回農用地利用調整会議」（事務局）

・11月25日（火）開催の定例総会終了後に開催します。

8. 活動記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、10月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。
(メールアドレス：nogyo@city.sunagawa.lg.jp)

9. 果樹作況調査の実施（事務局）

- ・本日の定例総会終了後、令和7年度果樹作況調査を行います。

10. 協議会報告（協議会長）

議長
全員
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和7年11月25日、火曜日の午後1時半からですのでよろしくをお願いします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員